

諮問庁：日本司法支援センター

諮問日：令和2年2月26日（令和2年（独個）諮問第11号）

答申日：令和4年5月23日（令和4年度（独個）答申第5006号）

事件名：本人の申出に係る特定年月日付け「人権侵害申出に関する検討結果について（特定地方事務所）」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定日付け人権侵害申出に関する検討結果について（特定地方事務所）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年11月26日付け司支総第253号により日本司法支援センター（以下「センター」、  
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）につき、その取り消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

審査請求人が本開示請求を行ったそもそもの端緒は、特定地方事務所内で審査請求人が他の職員より受けた人権侵害行為でした。そこで審査請求人は、セクシャル・ハラスメント等人権侵害防止に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、人権侵害に関する申出をしました。

結果は「人権侵害の事実なし」との認定でした。この認定には到底承服できません。しかし規程には不服申立制度の規定がないので、このままでは泣き寝入りするしかありません。

上記のような不当な認定が出たのは、人権侵害調査の過程で、事実誤認・法的評価の誤りがあったに違いないと審査請求人は確信しております。

そこで、当該人権侵害調査記録（以下「一件記録」という。）を入手の上精査し、保有個人情報訂正請求を行う意図で、まずは第一段階とし

て保有個人情報の開示請求を行ったのです。

ですから一件記録をすべて開示していただかないと、どの部分に誤りがあるか確認できないので、第二段階の訂正請求を行うことができません。

開示請求，訂正請求，利用停止請求は3つの請求権が保障されて初めて実効性を持つものです。今回の部分開示決定は，訂正請求権の行使を妨げるものであり，同法の趣旨に反すると判断せざるをえません。

よって一件記録の全部開示を求め，審査請求を行います。

(2) 意見書1

諮問庁に対し閲覧させることは適当でない旨の意見が提出されており，その内容は記載しない。

(3) 意見書2

特に意見はありません。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

センターは，以下の理由により，原処分を維持することが相当と考える。

(1) 事実経過等

審査請求人は，センターに在職する職員であるところ，平成31年1月25日付けで，センターが定める規程に基づき，人権侵害に関する申出（以下「本件申出」という。）を行った。これに対し，センターは，規程に基づき本件申出について聴取及び調査を行った結果，令和元年8月22日付けで，審査請求人に対し，本件申出に係る人権侵害の事実があったと認められなかった旨を知らせた（以下「本件お知らせ」という。）。

本件お知らせを受け，審査請求人は，令和元年8月26日付け（同年9月5日受付）で，センターに対し，法に基づき，本件申出に関し，「申出書受領から人権侵害に至らないとの結論が出るまでの間に作成・取得したすべての書面」についての保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。これに対し，センターは本件開示請求の対象となる保有個人情報を「特定年月日付け人権侵害申出に関する検討結果について（特定地方事務所）」と題する文書（以下「本件文書」という。）と特定し，同年11月26日付けで本件文書につき原処分をしたところ，審査請求人が，同年12月16日付けで，本件文書の全部開示を求めるとして審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

(2) 原処分で不開示とした部分について

本件文書の内容は，本件申出に関する申出書等の審査請求人がセンターに提出した文書，規程に基づくセンター相談員等による聴取内容及び調査結果についての記録及び報告，主任相談員による人権侵害の事実の

有無の認定に係る記録等である。

センターの規程に基づく聴取及び調査並びにこれらに基づく事実認定については、規程6条（プライバシー等の保護）に基づき、秘密の厳守を前提に、非公開で行われているものであり、経過のみならず、その結果についても外部に公表はしていない。また、申出人に対して、調査内容等を明らかにすることは予定していない。センターでは、人権侵害の事実があったと認めるときで、主任相談員の判断による措置をすることを適当と認めるとき、あるいは人権侵害対策委員会に付託された場合において懲戒処分を検討する必要がないと認めるときには、申出人に対する助言等必要な措置を行うが（規程11条2項（1）、16条3項（1））、申出人に対して、センターの聴取内容及び調査結果記録並びにこれらに基づく事実認定について通知することとはされていない（ただし、実務上は、人権侵害の事実の有無等につき、申出人に知らせており、本件においても、センターは、審査請求人に対し、本件申出に係る人権侵害の事実があったと認められなかった旨を知らせている（本件お知らせ））。

かかる取扱いを踏まえ、センターは、本件文書のうち、本件申出に関与した職員等の氏名等については法14条2号により、聴取内容及び調査結果並びにこれらに基づく事実認定の経過及び結果等のうち本件お知らせにより審査請求人が知った事項を除く部分については同条2号、4号、5号柱書きあるいは同号へにより、それぞれ不開示とする原処分を行ったものである。以下具体的に不開示理由を説明する。

ア 本件申出に関与した職員等の氏名等（以下「不開示部分1」という。）

規程に基づく人権侵害に係る申出に対応する相談員及び主任相談員（規程8条）の氏名については、センターの職員全体に向けて、人権侵害相談の窓口担当者として公表はされているが、規程8条4項及び6項に規定されているとおり、理事長が、特定の相談員に替えて相談員を指名し、総務部長である相談員に替えて主任相談員を指名することができること、実際に人権侵害に関する申出があった場合に、個別の案件についてどの職員が相談員又は主任相談員として対応に当たったかについて公表していないことからすると、個別の案件に係る相談員、主任相談員のいずれについても申出人に対する公表を予定していないというべきである。

また、主任相談員は、規程に基づき、当事者又は関係者から必要な事項の聴取その他の調査を行うことができるが、誰を調査対象者として、いかなる調査を行ったかについても、申出人には明らかにしていない。

よって、当該情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であって、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法14条2号に該当することから不開示が相当である。

イ 聴取内容及び調査結果並びにこれらに基づく事実認定の経過及び結果等（以下「不開示部分2」という。）

原処分で不開示とした部分は、主任相談員が本件申出に係る人権侵害の事実の有無を認定するまでの聴取内容及び調査結果並びにこれらに基づく事実認定の経過及び結果等のうち、本件お知らせにより審査請求人が知った事項を除く部分である。当該部分のうち、人権侵害申出の調査に当たった担当者が人権侵害の事実の有無を判断するために、関係者等に対してヒアリングを行った状況等が記載された調査資料等については、非公開を前提に収集された情報であって、申出人に対して公開することに同意を得た情報ではないことから、これを開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれている箇所であって、法14条2号に該当する。

また、同時に、当該情報はセンター内部における審議、検討又は協議に関する情報であるとともに、人事管理に係る事務に関する情報であって、これを開示した場合、関係者等との信頼関係が崩れ、今後同種同様の事案が生じた場合に関係者等が事情聴取を拒否したり、率直な意見を述べることを躊躇したりするなど、調査に関する協力を得ることができなくなり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。さらには、これらの情報を開示することによって、相談員、人権侵害対策委員、人権侵害対策委員会事務局担当者等が内外から苦情や批判等を受けるなど、センターの人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあることから、当該情報は、法14条4号のみならず、同条5号へにも該当するものであり、不開示が相当である。

なお、調査結果のうち、センターが一般に公開していない情報については、法14条2号に該当すると同時に、センターの事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから同条5号柱書きにも該当し、不開示が相当である。

### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件申出に対し人権侵害の事実があったと認められなかった旨の主任相談員の認定に不服があるところ、かかる認定について「人権侵害調査の過程で、事実誤認・法的評価の誤りがあったに違いない」く、本件文書が全部開示されなければ、誤りがある部分について保

有個人情報の訂正請求を行うことができないことから、原処分は「訂正請求権の行使を妨げるものである」と主張している。しかしながら、センターが原処分において不開示とした部分は、上記（２）のとおりであって、いずれも不開示とすることが相当であるし、法上、保有個人情報の訂正請求を行う前提のための開示請求について、対象文書を全部開示すべきとする規定は置かれていないことから、審査請求人の主張は失当である。

その点をおくとしても、法上、訂正請求の対象となるのは「事実」であって、評価や判断には及ばないところ、「法的評価の誤り」については、およそ訂正請求の対象とはならない。また、審査請求人がいかなる「事実」の訂正を求めたいとするのかは、同人の主張から一義的に明らかではないが、「人権侵害の事実」の有無についての訂正請求であれば、「人権侵害の事実」の有無は、調査等によって得られた個別具体的な事実の積み重ねによる評価・判断の結果であることから、訂正請求の対象となるものではないし、調査等によって得られた個別具体的な事実のうち、審査請求人以外の関係者等のヒアリング結果等についての訂正請求であれば、関係者等がした供述に正確でない部分があるかどうかは、当該供述をした者でなければ判別し得ず、当該供述をした者以外からの訂正請求が認められる余地はない。

したがって、原処分において不開示とした部分について、訂正請求をすることを理由として全部開示を求めるとする審査請求人の主張には理由がない。

#### （４）結論

審査請求人は、本件文書の全部開示を求めているが、上記（２）で述べたとおり、センターが原処分において不開示とした部分は、いずれも法１４条の不開示情報に該当するものであるし、上記（３）で述べたとおり、審査請求人の主張にも理由はない。

したがって、センターは原処分を維持するのが相当であると考えます。

## ２ 補充理由説明書

原処分において不開示とした部分に係る説明を以下のとおり補充する。

### （１）本件文書２８ページから３４ページの部分

ア 本件文書の聴取内容及び調査結果並びにこれらに基づく事実認定の経過及び結果等のうち２８ページから３４ページの部分（別紙１から別紙４）が、法１４条２号、５号へ及び同号柱書きに該当して不開示が相当であることは、理由説明書（上記第３の１）で述べたとおりである。

イ また、上記アの部分は、「人権侵害申立てに係る調査結果について」と題する書面に添付された資料の別紙であり、当該資料の作成者

が収集した書面であるところ、当該部分を開示することにより、審査請求人から詰問される等、当該資料の提出者に不当に不利益を及ぼす可能性があるほか、資料提出の協力が得られなくなる等により、率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、今後、同様の人権侵害に係る調査において支障を生じるおそれがあることから、法14条4号にも該当する。

ウ したがって、本件文書の28ページから34ページの部分（別紙1から別紙4）は、法14条2号、5号へ及び同号柱書きに加えて同条4号にも該当するものであり、不開示が相当である。

(2) 本件文書5ページ10行目32文字目から11行目4文字目、11行目8文字目から12行目23文字目

原処分において不開示とした、「人権侵害申立てに係る調査結果について」と題する書面の5ページ10行目32文字目から11行目4文字目、11行目8文字目から12行目23文字目については、改めて検討した結果、いずれも法14条各号の不開示条項に該当しないことから新たに開示することとする。

(3) 結論

以上のとおり、センターが原処分において、不開示とした部分のうち、上記(2)に掲げる部分は新たに開示することとするが、その他の部分は、法14条の不開示情報に該当することから、不開示を維持することが相当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年2月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月16日 審議
- ④ 同月31日 審査請求人から意見書1を收受
- ⑤ 令和3年3月1日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月29日 審議
- ⑦ 令和4年2月22日 審議
- ⑧ 同年3月23日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑨ 同年4月25日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑩ 同年5月18日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるもので、処分庁は、その一部を法14条2号、4号並びに5号柱書き及びへに該当すると

して不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の全部開示を求めているが、諮問庁は、別表の2欄に掲げる部分を新たに開示することとし、その余の不開示部分（以下「不開示維持部分」という。）については、別表の不開示部分2の別紙1ないし別紙4の不開示理由に法14条4号を追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

### (1) 不開示部分1

ア 諮問庁は、不開示部分1について、上記第3の1(2)アのとおり法14条2号に該当する旨説明する。

イ 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、不開示部分1は、本件申出に関与したセンターの職員等の氏名等であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

ウ 諮問庁は、上記第3の1(2)アのとおり、実際に人権侵害に関する申出があった場合に、個別の案件についてどの職員が相談員又は主任相談員として対応に当たったかについて公表しておらず、個別の案件に係る相談員、主任相談員のいずれについても申出人に対する公表を予定していない旨説明する。

エ 上記ウの諮問庁の説明を覆すに足りる事情は見当たらないことから、不開示部分1（別表の3欄に掲げる部分を除く。）については、法14条2号ただし書イに規定する審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。さらに当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項の部分開示の余地はない。

オ 一方、別表の3欄に掲げる部分は、決裁欄に押印された印影であるところ、原処分で開示されている当該欄の役職名によって、センターに在職する審査請求人であれば当然知り得る情報であり、法14条2号ただし書の法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当し、同号に該当するとは認められない。

カ したがって、不開示部分1のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることは妥当であるが、別表の3欄に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきである。

### (2) 不開示部分2

ア 諮問庁は、不開示部分2について、法14条2号、4号並びに5号

柱書き及びへに該当する旨説明する。

イ 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、不開示部分2（別表の3欄に掲げる部分を除く。）は、本件に係る人権侵害申立てに関する聴取内容及び調査結果並びにこれらに基づく事実認定の経過及び結果等であり、これを開示した場合、当該人権侵害申立てに係る関係者等との信頼関係が崩れ、今後同種同様の事案が生じた場合に関係者等が事情聴取を拒否したり、率直な意見を述べることを躊躇したりするなど、調査に関する協力を得ることができなくなり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする上記第3の1（2）イ及び2（1）イの諮問庁の説明は否定し難く、当該部分は法14条4号に該当すると認められる。

ウ 一方、別表の3欄に掲げる部分は、センターに在職し、かつ本件申出を行った審査請求人であれば当然知り得る内容であるところ、当該情報は、法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるが、同号ただし書イの法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当し、同号に該当するとは認められない。また、審査請求人が知り得る情報である当該部分を開示したとしてもセンターが行う意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれやセンターの人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同条4号及び5号へに該当するとは認められない。

エ したがって、不開示部分2のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、法14条4号に該当し、同条2号並びに5号柱書き及びへについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の3欄に掲げる部分は、同条2号、4号及び5号へのいずれにも該当せず、開示すべきである。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、4号並びに5号柱書き及びへに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び4号に該当すると認められるので、同条5号柱書き及びへについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の3欄に掲げる部分は、同条2号、4号及び5号へのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之, 委員 泉本小夜子, 委員 磯部 哲

## 別表

1 不開示部分					2 諮問庁 が新たに開 示する部分	3 開示す べき部分
	文書名	頁	不開示とし た部分	根拠法令 (法14 条)		
不開示 部分1	決裁原 議	1	特定職員の 印影	2号	—	「事務局 長」及び 「総務部 長」の印影
	人権侵 害申立 てに関 する調 査報告	2	2行目及び 4行目に記 載された特 定職員の役 職及び氏名	2号	—	—
	人権侵 害申立 てに係 る調査 結果に ついて	5	4行目に記 載された特 定職員の職 名及び氏名	2号	—	—
不開示 部分2	決裁原 議	1	決裁の概要 及び添付資 料名	4号及び5 号へ	—	—
	人権侵 害申立 てに関 する調 査報告	2 ない し 4	2頁13行 目ないし1 6行目及び 同頁35行 目ないし4 頁最終行	2号, 4号 及び5号へ	—	2頁13行 目ないし1 6行目
	人権侵 害申立 てに係 る調査 結果に ついて	5	8行目34 文字目ない し10行目 8文字目及 び10行目 32文字目 ないし12 行目23文	2号, 4号 及び5号へ	10行目3 2文字目な いし11行 目4文字目 及び11行 目8文字目 ないし12 行目23文	—

		字目		字目	
添付書類	1 6 ないし 2 7	頁番号を除く全て	2号, 4号及び5号へ	—	—
別紙1 ないし 別紙4	2 8	「別紙1」の記載を除く全て	2号, 4号及び5号柱書き	—	—
	2 9 及び 3 0	「別紙2」の記載を除く全て	2号, 4号及び5号柱書き	—	—
	3 1 及び 3 2	「別紙3」の記載を除く全て	2号, 4号及び5号へ	—	—
	3 3 及び 3 4	「別紙4」の記載を除く全て	2号, 4号及び5号柱書き	—	—

注 行数については、空白行及び罫線のみの行がある場合は、当該空白行等は行数に数えない。